

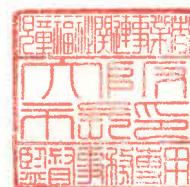
(6人以上の施設)

大こ青第 2660-7 号
令和 3 年 9 月 30 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

大森 泰雄 様

大阪市長 松井 一郎



次の施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明します。

施設 の 名 称	ロイヤルキッズインターナショナルスクール
施設 の 所 在 地	大阪市西区北堀江1-1-23 養田ビル4・5F
事業開始年月日	平成 16 年 4 月 12 日
設 置 者	大森 泰雄
管理者（施設長）	平田 佐代子
大阪市による立入調査実施日	令和 3 年 8 月 11 日
証 明 書 交 付 年 月 日	令和 3 年 9 月 30 日

当施設は児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第 59 条の 2 に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※ 設置届出先 大阪市子ども青少年局保育施策部保育企画課
(Tel. 06-6361-0756)

※この証明書は、証明書を交付した日から大阪市長が証明書の返還を求めるときまで有効

大こ青第 2032-20 号
令和 4 年 9 月 30 日

大森 泰雄 様

大阪市長 松井 一郎

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の通知

あなたの設置（管理）する「ロイヤルキッズインターナショナルスクール」の運営状況について、令和 4 年 8 月 19 日立入調査を実施したところ、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしていることが認められたため、さきに交付している「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が、引き続き有効であることを通知します。

なお、今後とも適切な施設運営に努めていただきますとともに、「大阪市認可外保育施設に対する指導監督要綱」第 11 条第 2 項に規定されたとおり、証明書交付の要件を満たさなくなると認められるときは、証明書の返還を求めることとなりますのでご留意ください。

[この文書の照会先]

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課

電話 06-6361-0756